

みんなが主役 “ふるさと兵庫”

平成24年度 参画と協働関連施策の年次報告

〈トピックス〉 “ふるさと” づくりの推進



平成25年9月
兵 庫 県

年次報告の目的

兵庫県は、成熟社会にふさわしい豊かで質の高い生活の実現に向けて、参画と協働に基づく県政を推進しています。

「年次報告」は、参画と協働の推進に向けた県の取組状況を県民の皆さんに知っていただくため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」第11条の規定に基づき、兵庫県が作成しているものです。年次報告を参考として、自治会、婦人会等の地域団体、ボランティアグループ、NPO法人、企業、学校などの様々な活動主体が考え方を共有し、参画と協働を一層推進していただけることを期待しています。



～目次～

I 「参画と協働」とは	-----	1
II 参画と協働関連施策の推進状況	-----	1
1 地域づくり活動の支援（県民と県民のパートナーシップ）	-----	2
2 県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）	-----	6
III 県民による地域づくり活動の状況	-----	8
IV 〈トピックス〉“ふるさと”づくりの推進	-----	13
1 「ふるさと意識」の重要性	-----	13
2 主なふるさとづくり推進施策	-----	14
V 市町の取組状況	-----	17
1 参画と協働に関する条例等の施行状況	-----	17
2 参画と協働の推進にかかる市町の意見	-----	18
VI 参画と協働の推進に向けて	-----	19



I 「参画と協働」とは

「参画と協働」とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、知恵やアイデアを出し合い、みんなで力を合わせて主体的に取り組んでいくことであり、これからの地域づくりには、欠かせないものとなっています。

○ 県民の参画と協働の推進に関する条例

兵庫県では、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例」を平成15年4月から施行しています。

○ 参画と協働の2つの場面

県民と県民のパートナーシップ

県民の皆さんが力を合わせて住みやすい地域づくりのために取り組む「地域社会の共同利益の実現への参画と協働」を指します。

県民と県行政のパートナーシップ

県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら県民とともに歩む「県行政の推進への参画と協働」を指します。

II 参画と協働関連施策の推進状況

兵庫県は、平成24年度に県民の参画と協働を推進するための553施策を実施しました。

地域づくり活動の支援に関する施策	施策数	県行政への参画と協働を推進する施策	施策数
(1) 新たな活動を生み、育む	121	(1) 県民と情報を共有する	26
＊地域づくり活動に関する情報を提供し、相談に対応	11	＊主体的に選択できる情報を提供	14
＊多世代の参画を促し、人材の裾野を拡大	70	＊県行政の評価・検証への県民参画の促進	12
＊実践活動につながる知識や技能の学習機会を充実	40	(2) 県民と知恵を出し合う	24
(2) 活動を高め、支える	52	＊県民提案の具体的な取り組みの推進	14
＊活動が主体的に継続されるための支援	4	＊審議会などへの県民の参画機会の拡充	10
＊既存施設を活用した身近な活動拠点づくりを支援	15	(3) 県民と力を合わせる	125
＊地域で活動する人材が力をつける取り組みを支援	29	＊県民の主体性を生かした多様な協働の展開	106
＊財政基盤の強化を支援し、事務手続きを改善	4	＊公民協働の取り組みの拡充	9
(3) 活動をつなぎ、広げる	194	＊推進員など多様な主体の連携を支援	10
＊人や活動のネットワーク形成	62	参画と協働の推進に向けての施策	施策数
＊地域ぐるみ、地域固有の取り組みを支援	110	＊県職員の認識向上	3
＊中間支援機能を持つ組織・団体を支援	14	＊市町との連携を深めながら、全庁一体	8
＊各地域での総合的な支援拠点を充実	8	＊となった推進体制を整備	

1 地域づくり活動の支援（県民と県民のパートナーシップ）

兵庫県は、県民の主体的な地域づくり活動の拡がりに向けて、情報提供や人材の裾野拡大、各活動主体の連携促進をはじめとした支援に取り組んでいます。

施策例

北摂里山博物館

（阪神北）

神戸、大阪の大都市に近接しながら、日本の原風景ともいえる豊かな自然が広がる北摂の里山地域一帯を「博物館」と見立て、北摂里山の持続的な保全や地域の活性化につながる住民や環境保全団体等の取組を支援しています。

（主な取組）

○ガイドブック「hitosato ひと、さと、ずっと」発行

北摂里山の見どころ、ゆかりの人たちへのインタビュー、里山活動のレポートなどを掲載

○こども北摂里山探検隊

近隣の小中学生が身近な自然と親しみながら里山への理解を深め、地域への愛着を育成

*開催 9回 延べ267人

○北摂里山大学

歴史・文化、里山管理などを学び、環境保全活動などに取り組む人材を養成

*開催 9回 32名



こども北摂里山探検隊
（間伐・クラフト体験）

施策例

いなみ野ため池ミュージアム

（東播磨）

「いなみ野ため池ミュージアム」は、ため池をふるさとの財産として守り、活かし、次代に引き継ぐ取組です。農業者と漁業者、地域住民・団体・学校・研究者・企業などの多様な主体が担う地域づくりを支援しています。

（主な取組）

○いなみ野ため池ミュージアム10周年記念式典

記念講演、学生やため池協議会連絡会による活動発表などが行われ、ため池ミュージアムの“これまで”と“これから”について検討

*参加者 500人

○水辺空間の保全・再生活動の推進

かいぼり（池干し）、クリーンキャンペーン、バンププロジェクト（竹の伐採と活用）等を推進

*開催回数 計174回



ため池クリーンキャンペーン

施策例**銀の馬車道プロジェクト****(中播磨)**

生野銀山と飾磨港を結ぶ日本初の高速産業道路として整備された「銀の馬車道」を中播磨南北交流のシンボルとして掲げ、沿線地域の元気と賑わいづくりを応援しています。平成24年11月には日本ユネスコ協会連盟の「プロジェクト未来遺産」に登録されました。

(主な取組)**○ラッピングバス・電車の運行**

JR播但線の列車や中播磨地域を走るバスへのラッピングにより“銀の馬車道”の知名度向上

○銀の馬車道関連商品の開発・PR支援事業

登録商標「銀の馬車道」のイメージを活用した菓子・食品・グッズなどの様々な商品開発を支援

○人情喜劇「銀の馬車道」への支援

銀の馬車道が整備された明治時代を舞台に、地元住民とNPOがともに創作し上演

○バスツアー助成事業

「銀の馬車道」周辺を巡るツアーに対し、経費の一部を助成



人情喜劇の上演
(姫路市花の北市民広場大ホール)

施策例**山陰海岸ジオパーク****(但馬)**

山陰海岸に存在する地質遺産を地域住民、事業者、行政が協働して保全し、教育、観光、産業などに活用することによって地域の活性化を図る取組を支援しています。

(主な取組)**○110km ウォーク (15 イベント)**

平成24年度から3年間かけて海岸線の直線距離相当110km歩行をめざすウォークイベントを開始

○散策モデルコースマップの作成

モデルコースの見どころや、地形・地質、歴史・文化、地域の人々の暮らしなどをマップで紹介

○保護保全活動の推進

ジオパーク内の主な見どころで地域団体が行う保全活動(清掃、巡視、希少動植物保護等)を支援

○普及啓発活動

写真コンクール、スタンプラリー等をエリア内で様々な団体と連携して実施



110km ウォーク

施策例**空き民家活用による田舎暮らし推進事業****(丹波)**

丹波地域で増加する空き民家を再生・活用して、「都市に近い田舎」である丹波の魅力を紹介することにより、都市住民の定住や交流を促進し、地域の活性化を図る住民の主体的な取組を支援しています。

(主な取組)**○体験施設を利用した交流促進**

* 丹波市青垣町稲土「かじかの郷」

管 理 (財) 神楽自治振興会

施設内容 木造茅葺平屋建 187.7 m²

体験プログラム 田植え、稲刈り、ホタル狩りなど

開設日 平成 24 年 12 月(原則月単位の賃借)



体験施設「かじかの郷」

* 篠山市福住「わだ家」

管 理 福住地区まちづくり協議会

施設内容 木造瓦葺平屋建 183.4 m² (旧福住郵便局)

体験プログラム 田植え、稲刈り、味噌造り、竹細工など

開設日 平成 25 年 3 月(原則月単位の賃借)

施策例**あわじ環境未来島構想の推進—重点地区推進事業****(淡路)**

あわじ環境未来島構想に掲げる「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」の実現に向け、住民団体、NPO、企業、行政等の協同体により行われる先駆的・モデル的な取組を支援しています。

(主な取組)**[洲本市五色地区]****○バイオマス燃料の利用拡大**

酵素を利用した新たな製造法による BDF (バイオディーゼル燃料) 精製設備の導入や、漁船、農業機械での BDF 利用など、バイオマス燃料の利活用を促進

[南あわじ市沼島地区]**○沼島総合観光案内所の開設**

地域の活動拠点として、空き民家を改修して整備



南あわじ市沼島総合観光案内所
「吉甚〜よしじん〜」

[淡路市長澤・生田・五斗長地区]**○3地区連携による集落活性化**

長澤・生田・五斗長地区の地域資源を生かした集落活性化
(特産品の自然薯を活用したイベント、そばカフェでのスイーツ開発等)

ひょうごボランティアプラザの活動状況

ひょうごボランティアプラザは、県民の自発的で自立的なボランティア活動を支援・促進するための全県支援拠点として、平成14年6月に開設しました。

【主な事業内容】

○ 地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用

地域団体・NPO等が自ら団体情報や地域づくり活動情報の登録を行い、発信する情報ネットワーク「コラボネット」を運営しています。



ひょうごボランティアプラザ

区 分	H20	H21	H22	H23	H24
団体登録数(累計)	5,283	5,283	5,519	5,727	5,887
活動登録数(累計)	6,360	6,360	6,983	7,618	8,132
計	11,643	11,643	12,502	13,345	14,019

○ ひょうごボランティア基金等の運用・各種助成

草の根の活動から中間支援活動まで、きめ細かな助成事業等を展開しています。

区 分	H20	H21	H22	H23	H24
助成件数(件)	3,366	3,491	3,351	3,416 (62)	3,470 (65)
助成金額(千円)	129,839	130,283	130,636	210,795 (110,553)	206,323 (121,138)

※()は国の交付金(H23,24)を活用した「地域づくり活動支援事業」を内数として記載

○ 東日本大震災被災地支援ボランティアバスの運行

仮設住宅での清掃活動に加え、クリスマス行事の開催、追悼行事の運営支援など、被災者を励まし交流する活動を行うためのボランティアを東北各地に派遣しました。

区 分	H22	H23	H24	計
派遣バス(台)	11	93	48	152
派遣ボランティア(人)	180	2,076	1,177	3,433

※協働実施団体：県立高校、大学、県国際交流協会等

H24は九州北部豪雨災害(熊本県阿蘇市)及び
京都府南部豪雨災害(京都府宇治市)の被災地
にもボランティアを派遣(各1台)



追悼行事の運営支援(名取市旧開上中学校)

特定非営利活動促進法(NPO法)等の改正

平成23年6月、NPO法人の社会的存在の高まりを背景として、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心に大幅な法改正が行われ、平成24年4月より施行されました。

なお、県でもこれに合わせ、寄附金に対する個人県民税の税額控除制度を導入しました。

【主な内容】

- **新認定制度の導入**：多くの法人が寄附金税制の効果を受けられるよう、認定基準の緩和、仮認定制度を導入
- **認証制度の改善**：NPO法人会計基準を導入するなどNPO法人の信頼性を高める措置、手続きの簡素化・柔軟化
- **所轄庁の変更**：認証・認定事務を都道府県・政令指定都市に一元化

【県内のNPO法人(H24年度末現在)】

認証NPO法人：1,925法人 認定NPO法人：12法人



2 県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）

県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進するために、県民との意見交換や協働機会の確保、市町との連携などに取り組みました。

施策例 六甲山自然保護センターを活用した環境学習の推進（神戸）

県立六甲山自然保護センターでは、環境活動に取り組む県民や団体との協働により、大都市に隣接する六甲山の豊かな自然環境を生かした体験型環境学習を推進しています。

（主な取組）

○「山の案内人」による自然観察会の実施

ボランティアガイド「山の案内人」が登山シーズンの毎週土日祝日に駐在し、周辺の自然観察会を実施（山の案内人登録 67 人）

○環境学習プログラムの実施

環境活動関連のボランティア団体や NPO、6 団体と協働して森歩きやネイチャーゲーム、昆虫観察など体験型環境学習会を実施

*開催 6 回 202 人



県立六甲山自然保護センター

施策例 21世紀の尼崎運河再生プロジェクト（阪神南）

地域の貴重な財産である運河を有効に活用し、運河を核とした魅力ある地域づくりや地域活性化を図るため、地域住民・団体・学識経験者・事業者・市など多様な主体と力を合わせて運河再生プロジェクトに取り組んでいます。

（主な取組）

○北堀運河に親水空間を創出

*親水機能を有した水質浄化施設

生物の能力を利用した水質浄化設備や、パドルボードなど運河水面利用のための乗降場を整備

*北堀チャンネルベース

水質浄化施設の前に、休憩所や倉庫を備えた、環境学習や水質浄化活動の拠点施設を整備



水質浄化活動

○環境学習や水質浄化活動の推進

運河の水質浄化活動に取り組む学識者、学校、市民団体、事業者、行政などが参画する尼崎運河〇〇クラブとの協働により、北堀チャンネルベースまるまるなどを活用した環境学習の受け入れや、水質浄化活動、パドルボード体験等を推進

施策例

アンテナショップの展開を通じた交流人口の拡大

豊かな自然や歴史・文化、伝統ある産業、多彩な農林水産品など恵まれた地域の魅力を生かして、さらなる交流人口の拡大と農林水産品や特産品等の販路拡大を図るため、地域住民、団体、市町との協働により、特産品等の販売や観光情報などを発信するアンテナショップを神戸市中心部に開設しました。

北播磨おいしんばん館

(北播磨)

北播磨の各種団体が力をあわせ、高速道路の結節点という北播磨の地域特性を活かし、多彩な農産物等を毎日提供するとともに、北播磨の魅力に触れてもらうため、その発信基地として神戸の中心地の神戸元町商店街に平成24年4月に開設しました。

場 所	神戸市中央区元町6丁目商店街
運 営	北播磨おいしんばん館運営協議会 (農産加工グループ、農協、農産物直売所、商工会議所、商工会、市町、県民局)
営業時間	11時～19時
定休日	毎週水曜、年末年始
オープン	平成24年4月1日
購買者数	10万人(平成24年4月～平成25年4月)



北播磨おいしんばん館

西播磨ふるさと特産館「好きや de 西播磨」

(西播磨)

揖保川トマトや原木しいたけなど毎朝産地から直送される新鮮な野菜、西播磨を代表する地場産品や農林水産加工品を販売。地域の魅力を紹介する西播磨観光情報コーナーも設置しています。

場 所	神戸市中央区北野町
運 営	ふるさと特産館「好きや de 西播磨」 運営協議会(農協、漁協、ツーリズム振興協議会、商工会議所、商工会、市町、 県民局)
営業時間	11時～19時
定休日	毎週木曜、年末年始
オープン	平成25年3月23日



西播磨ふるさと特産館
「好きや de 西播磨」



Ⅲ 県民による地域づくり活動の状況

各分野で県民の皆さんが取り組んでいる地域づくり活動の事例をご紹介します。

【都市農村交流】都市と農村の交流による地域の活性化

(ひよどり台エコ農園推進グループ)

神戸地域

ひよどり台は、神戸市北区のしあわせの村に隣接する、人口約1万のニュータウンです。少子高齢化の急速な進展により希薄化する住民相互のつながりを取り戻すため、当グループは「エコライフの推進」に取り組んでいます。

活動の拠点は、「交流プラザ」と名付けられた旧幼稚園施設です。その旧園庭を「エコ農園」として活用し、地域住民、特に団塊の世代に呼びかけ、貯水した雨水や生ゴミから作るエコ堆肥を使用した野菜作りを始めました。

利用希望者が増え、農地が不足してきたので、平成23年から三木市別所町花尻地区の遊休地を借用し、有機無農薬栽培による野菜作りを行っています。高齢化と過疎化により放置された遊休地を活用することが都市から農村への応援となる一方、ひよどり台の子どもたちは花尻地区の秋祭りや農作業を体験できるなど、相互の交流と学び合いが、お互いの地域の活性化につながっています。

今後、両地区の交流をさらに深めるとともに、農業やお祭りといった地域の伝統や文化を次代につなぐため、若い世代の活動への参画を進めたいと考えています。



三木市別所町花尻地区での活動

【文化振興】人形劇を通じたふるさと意識の醸成

(西宮くぐつ座)

阪神南地域

西宮神社の近辺には、室町時代から「傀儡子(くぐつし)」と呼ばれる人形遣いが多く住み、人形浄瑠璃や文楽にいたるルーツとされることから、西宮は「人形操り発祥の地」と言われています。

西宮くぐつ座は、平成6年に開催された西宮国際人形劇フェスティバルをきっかけに発足。以来、伝統文化の継承と「人形劇でまちづくり」を合言葉に、自らの公演活動に加えて、人形劇全体の振興に力を入れてきました。

現在では、「西宮人形劇グループ連絡会(市内11劇団で構成)」の事務局を務め、毎年6月に西宮市と共催で開催される「西宮人形劇まつり」の企画・運営を担当。地域の青少年愛護協議会や社会福祉協議会などと協働しながら中央会場と市内8カ所の地域会場で人形劇公演を実施しています。

観劇にやってくるのは幼い子ども連れの家族ですが、お父さんと子ども連れも多く、一緒に手遊びなどをするほほえましい姿がみられるようになりました。また、かつて人形劇を観劇した子どもが成長し、印象深い思い出として語る姿も見られます。

これからも、人形劇を通じて子どもたちに西宮の歴史を学んでもらい、ふるさとへの愛着を育むことにもつなげていきたいと思っています。



人形芝居「えびす舞」公演

【介護者支援】男性介護者支援の家「ほっこり庵」の運営

(NPO 法人スマイルウェイ)

阪神北地域

「女性の役割」というイメージが強かった介護。現在では家族のあり方の変化により、男性の介護者が増加してきています。

スマイルウェイは介護に悩む男性介護者を精神的にサポートするため、平成18年に発足しました。初めはカウンセリング事業を中心に行い、平成22年には宝塚市清荒神に日本初の男性介護者支援の家「ほっこり庵」をオープンしました。平成24年から同市中山寺に移転し、年中無休で活動しています。

堅苦しい雰囲気の話し合いではなく、くつろいだ雰囲気の中でそれぞれ抱えている悩みを相談し合えるよう、まるで自分の家にいるかのような空間づくりを心がけています。

利用者は宝塚のみならず神戸、三田、川西、伊丹など様々な地域から訪れています。最近では、男性介護者に加えて地域住民にも活用してもらうため、アロマセラピーやパンづくりなど、誰もが参加できるイベントを開催しています。

近年は、30～40代の介護離職者が増えています。介護を終えた将来の再就職は大変厳しい状況です。今後は若い世代の介護離職防止にも取り組みたいと思います。



「ほっこり庵」玄関

【環境保全】30m水路の水辺環境整備

(浜手ボランティア30)

東播磨地域

加古川市の海岸沿い、神戸製鋼加古川製鉄所北側に面した、通称「30m水路」のほとり。ここは、かつてホテルが飛ぶような自然があふれた地域でした。そんな豊かな自然も、道路整備や地域一帯の工業化に伴い失われていき、いつしか地域住民から離れた空間となっていました。

当グループは、水路の水辺環境の改善と地域住民の憩いの場づくりを目的として、平成10年から活動に取り組んでいます。毎月の定例活動では、草刈りやゴミ拾いによる水辺環境の改善、ハマボウやノジグクなどの植栽による憩いの場づくりを行っています。

また、30m水路の近くのホテル水路では、泥あげや、シジミやカワニナの放流による環境整備を行っています。

ハマボウは、干潟の減少などにより絶滅が危惧されている幻の花です。現在では、毎年7月に、ハマボウの黄色い花が水路沿いの広い範囲で咲くようになりました。そこで、ハマボウの鑑賞イベントやホテル観察会を開催し、子どもたちが水路沿いの自然に親しむ機会を提供しています。

水路が生き物の溢れる環境となり、地域住民にとってさらに親しみのある場となるよう、引き続き活動に取り組んでいきます。



「ハマボウ」の植栽作業

【世代間交流】巨大壁面アートを通じた地域住民と若者の交流

(岩座神まちづくり協議会)

北播磨地域

多可町加美区岩座神（いさりがみ）は、北播磨の最高峰・千ヶ峰の南麓に位置し、美しい棚田景観に恵まれた自然豊かな山村です。住民は若い世代が少なく、今後急激な高齢化が懸念されています。当協議会は、地域の良さを若い世代や都市の人々に知ってもらい、将来の定住やUJIターンを促進するため、地域交流に取り組んできました。

平成24年度は、集落の景観を損ねていた民間保養所跡地の大きなコンクリート壁の修景に取り組みました。「岩座神の七不思議」をモチーフにした

多可高校美術部による原案をもとに、集落と交流を続ける学生グループ・県立大INAKA応援隊や、地元の松井小学校の児童、集落住民が協力して描いてきました。完成した縦3.2m×横18.4mの大きな壁画は、集落のシンボルとなっています。

描画作業には多くの集落住民が参加し、大学生、高校生、小学生など地域内外の若い世代との交流を楽しむとともに、集落の連帯感を深めることができました。

今後さらに、世代間交流や都市との交流を進展させ、集落の景観を生かしたまちづくりを進めていきます。



集落のシンボル「巨大壁面アート」

【まちづくり】「駅前トーク」で播但沿線の魅力を共有

(JR播但沿線活性化協議会 通称：播但沿線フォーラム)

中播磨地域

JR播但線甘地駅前では、JA支店やスーパーが撤退し、急速に空洞化が進む中、住民が駅前に集まり、駅前のまちづくりや播但線利活用について議論する「駅前トーク」を毎年実施しています。

5年目となる平成24年に、播但沿線の各駅周辺地区にも「駅前トーク」の開催を呼びかけたところ、それぞれの地区も賛同し、駅前トークの開催を推進するため、沿線の各自治会、商工会、駅前振興会、町などの参画のもと、当協議会が発足しました。

7月から11月にかけて、7駅で駅前トークを実施したほか、ロゴマーク入りの横断幕・のぼり旗を制作して統一的なアピールを展開しました。さらに、平成25年2月に各駅前トークのまとめの場として「播但沿線フォーラム」を福崎町で開催しました。

この取組をきっかけに、沿線の課題が共有され、沿線意識の高揚など、それぞれのまちづくり活動が活性化するとともに、沿線間交流の機運も高まっています。

これからも、愛着の持てる地域づくりにつなげていくため、駅前トークの開催を続け、沿線住民が連携した活動（地域では「響働」と呼んでいます。）を展開します。



JR甘地駅前で開催された「駅前トーク」

【地産地消の推進】まごころ野菜活用集の作成とかあちゃんずフェスタ
(食と農を守るかあちゃんず)

西播磨地域

「食と農を守るかあちゃんず」は、農産物や加工品の生産販売、学校給食の食材提供、食育活動など行う市内の6つのグループで構成するネットワーク組織です。平成19年、相生市農村女性連絡協議会として発足。翌年、会の目的を分かりやすく親しみやすくしようと通称名を考えました。

活動の柱の一つは、地産地消の推進です。直売所での販売や、「かあちゃんず」のネットワークを活用して、地元産の野菜を学校給食に提供する取組を続けています。

平成24年は、地元の野菜のおいしい食べ方を紹介する「まごころ野菜活用集」を作成しました。子育て世代に野菜の知識や調理のコツを伝えるとともに、相生産の野菜を広くアピールしています。さらに、生産者と消費者の交流の場を作るため、直売所を1カ所に集めて「かあちゃんずフェスタ」を開催。相生産の具材をたっぷり使ったオリジナル料理「かあちゃんず特製ばら寿司」は大好評でした。

今後も、グループ同士が力を合わせ、「相生の農産物は安全でおいしい」ということを消費者の皆さんにアピールして、農村地域の活性化を図ります。



かあちゃんずフェスタで大好評の「特製ばら寿司」

【観光振興】観光まちあるきガイド「香美がたり」

(NPO 法人たじま海の学校)

但馬地域

香美町は豊かな自然に恵まれ、カニや但馬牛など、特産品も豊富です。海岸部は「山陰海岸ジオパーク」に認定されていますが、観光客の数は、減少傾向が続いています。

平成16年から但馬の海の環境美化活動を行ってきた、たじま海の学校では、平成24年度に、観光資源の再発見とリピーターの増加を図るため、地域の歴史や伝承を、方言や昔話を交えて分かりやすく紹介する観光ガイド「香美がたり」を養成するとともに、ガイドブックを作成しました。

9月から10月にかけて地域のシニア層を中心にガイド講習会を開催し、11月には山陰海岸国立公園内の岡見公園で、第1回のガイド活動を実施しました。平成25年2月には、まちあるきガイドブック「香美がたり・岡見公園編」を作成。地域住民や学校等にも配布したところ、「地域の見どころの素晴らしさに改めて気づかされた」「私もこの事業に何か協力したい」等のコメントが寄せられました。

この「香美がたり」事業を通じて、観光リピーターの増加や、地域の人々がふるさとの魅力を再認識し、愛着を深めることができるよう、継続的に取り組んでいきます。



地域住民による観光ガイド「香美がたり」

【里山の活用】大路こどもの森「樹庵プロジェクト」

(みつおの森おおじの会 お父さんの会森づくり事業部)

丹波地域

かつて人々の交流の場として大切にされてきた里山は、燃料として薪や炭を使う習慣が薄れたこともあり、徐々に失われつつあります。

丹波市春日町の認定こども園「三尾の森おおじ」の保護者会である当会は、平成23年から、こども園近くの荒れた里山を「大路こどもの森」として整備し、里山の再生と活用を図っています。

平成24年度は、父親会の有志（お父さんの会森づくり事業部）が中心となり、森整備のシンボルとして、自分たちの手でツリーハウスづくりを進めました。樹上にある茶室をイメージして「樹庵」と名付け、材料のスギやヒノキなどは、環境に配慮して、出来る限り森の木を活用しました。月1回の製作作業は自然を楽しみながら進めることとし、作業だけでなく、ターザンロープなど森遊びのプログラムも用意しました。その結果、地元だけでなく阪神間からも多数の親子が参加し、森遊びを通じた交流を進めることができました。

今後も、ふるさとの貴重な自然資源である里山の整備を続け、丹波の里山が人々に親しまれ、身近な交流の場となるように活動を続けていきます。



ツリーハウスづくり

【障害者支援】障害のある人の自立生活・地域参画を支援

(NPO 法人各駅停車)

淡路地域

各駅停車は、障害のある人が地域で自立して生活するためのサポートを行っています。平成16年に洲本市初の精神障害者支援NPOとして設立、地元の塩屋筋商店街で「喫茶かくえき」を運営し、障害のある人に働く場を提供するほか、社会の中で生きがいを感じられるように、公共施設の花壇の手入れや水やり、洲本中央公民館広場の清掃などボランティア活動にも積極的に取り組んでいます。

なかでも、「猪鼻谷フォレストパーク メモリアル23」梅園では、年間を通じて計画的に、樹木のせん定や消毒、除草、害虫の駆除などを行い、160本の広大な梅園の維持管理作業をお手伝いしています。その成果が実り、見事な花を咲かせた梅林を眺めるとき、作業者は大きな喜びを感じるとともに、働く意欲を新たにしています。

このような地域にとって大切な場所の整備をお手伝いすることで、障害のある人と地域社会とのつながりが生まれています。これからも障害のある人が地域活動に参画しながら、自立して生活できる仕組みを作っていきたいと願っています。



梅園での樹木の消毒活動

Ⅳ 〈トピックス〉“ふるさと”づくりの推進

兵庫県では、第9期県民生活審議会の議論をふまえて、ふるさとの重要性に着目し、自分が生まれ、育ち、住まう地域を“ふるさと”として大切に思う「ふるさと意識」を育み、“ふるさと”に夢と愛着が持てるような取組を進めています。

1 「ふるさと意識」の重要性

人口減少社会の到来や、家族や地域の間関係の希薄化が懸念される中、生まれ育った“ふるさと”を意識することにより、家族や仲間、地域の人々との絆が心の原点となり、命の尊重や人への思いやり、相互理解につながり、懐かしい故郷での体験は、自分への自信となり、将来社会で活躍する時の大きな底力となります。さらには、外に出ていても兵庫の魅力を感じ、戻ってくることで地域の活力が維持されていくと期待されます。

また、今生活している所に愛着や思い出があるからこそ、地域の課題や目標を自らのものとして共有し、さまざまな課題に取り組む活動が生まれると考えられます。そのためにも「ふるさと意識」を育むことの重要性が増しています。

コラム

県民生活審議会提言「暮らしの中での“ふるさと”づくり」の概要 ～一人ひとりが責任と役割を果たせる開かれたコミュニティを目指して～

平成25年3月、第9期県民生活審議会では、2年間の審議を取りまとめ、地域づくりの推進方策として、提言「暮らしの中での“ふるさと”づくり」を発表しました。

(1) ふるさとづくりのポイント

“ふるさと”意識を持つ

① “ふるさと”への想い

- 生命のつながりを実感し、他者への思いやりを育む
- 家族がお互いに認め合い、関係を結び直す
- ともに生きてきた地域の価値を認識して伝え、一度離れた人や新しく来る人、短期の居住者とも触れ合い新しく創造する。

② 自立した個人同士の関係づくり

- 家族や近隣関係を基盤に信頼と共生の心を育む
- 一人ひとりが役割を持ち自立し、他者との関係を築く



“ふるさと”のために活動する

① 顔の見える生活圏での取組

- 日常生活の中、地域での人間関係をつくり活動する
- 住民が情報をやりとりし、力を合わせる

② 地域の一員としての自覚と行動

- 地域の課題を住民自身の視点から提起する
- 目標や課題を自らのものとして共有する

③ 多様な主体の能力の発揮

- 課題に応じた地域のリーダーを核としてともに取り組む
- 地域を超えた人・モノ・情報の交流を活用する

(2) ふるさとづくりの推進方策

県民一人ひとりの人生のステージに応じた“ふるさと”のための体験活動の促進と、地域課題の学習、合意形成の場づくり、多様な主体による協働が必要です。

- ① 少年期の“ふるさと”（自然、文化等）体験プログラム実施
- ② 青年期の“ふるさと”貢献活動促進
- ③ 地域課題について学習する機会の提供
- ④ 地域の合意形成のしくみづくり
- ⑤ 多様な主体の協働による地域経営の支援
- ⑥ “ふるさと”で活躍する人の紹介

2 主なふるさとづくり推進施策

兵庫県では、以前より、体験教育を重視し、子どもたちのふるさと体験を推進するとともに、県民交流広場事業等を通じて住民の主体的な地域活動を支援し、住んでいる地域を大切にする意識を生み出してきました。

平成25年4月には、新たにふるさと事業推進本部を設置し、「育ちの中でのふるさと体験」「暮らしの中でのふるさとづくりと交流」「ふるさと・ひょうごへの想い」の3つの柱で、ふるさとづくりを総合的に推進しています。

(1) 育ちの中でのふるさと体験

少年期には“ふるさと”を知り、“ふるさと”の一員であることを自覚してもらい、青年期においては“ふるさと”に関わる活動に積極的な参画を促す施策を推進します。

① 環境体験事業

命の大切さ、命のつながりなどを実感させ、豊かな心を育むため、栽培・飼育等の自然と触れ合う体験型環境学習を実施しています。

- 対象：全公立小学校3年生
- 実施回数：年3回以上
- 取組内容例
 - * ふるさとの川で水生生物の観察
 - * 里山の整備と自然物を使った工作



水辺での環境体験

② 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業

地域や自然の中で主体性を尊重した体験活動を通じて、「生きる力」を育成するため、地域社会の中で様々な社会体験活動を実施しています。

- 対象：全公立中学校2年生等
- 期間：6月又は11月を中心とする1週間
- 取組内容例
 - * 有馬温泉での炭酸せんべいの製造などの職業体験
 - * 地域の婦人会からの指導を受けて郷土料理づくり



塩作り(伝統的手法)の体験

③ 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～

ふるさとへの誇りや愛着を醸成するため、これまで取り組んできた高校生地域貢献事業を発展的に見直し、学校全体の取組として地域安全活動や環境保全活動等のふるさと貢献活動を全県立高校で実施します。(平成25年度～)

- 対象：全県立高等学校
- 取組内容例
 - * 姫路城の清掃活動や姫路城での校外研修
 - * デカンショ節を習得し、伝統の継承と地域おこし



「出石焼き」の技術伝承

④ 「ひょうごっ子・ふるさと塾」事業

子どもの頃からふるさと意識を醸成するため、身近な地域での社会体験や豊かな自然や文化に触れる体験の機会を提供する取組を支援しています。（平成25年度～）

<地域一体型>

- 対象：小学校区程度を基盤とする団体
- 取組内容例
 - * お年寄りから歴史・文化等を学ぶ寺子屋
 - * 伊弉諾音頭や和楽器の伝承体験



いかだを使った自然体験

<青少年活動型>

- 対象：兵庫県青少年団体連絡協議会に加盟する団体及びその地域団体
- 取組内容例
 - * 自然の恵みや営みを体感する「田舎生活キャンプ」
 - * 留学生を招いて「野外炊飯」。文化や風習の違いを感じ、ふるさとの良さを知る



地元の方と“木のおもちゃ”作り

(2) 暮らしの中でのふるさとづくりと交流

“ふるさと”の魅力を再認識する取組を支援するとともに、地域間交流の促進やふるさと内外の人材が“ふるさと”づくりに関わるしかけづくりを進めます。

① ふるさと芸術文化発信サポート事業

伝統芸能や生活文化、郷土の歴史にまつわる人物やその伝承など、地域固有の魅力的な文化資源を生かし、地域の文化団体や住民等が主体となって実施する芸術文化活動の立ち上げをサポートしています。

- 実施件数：28件（平成24年度）
- 取組内容例
 - * 獅子舞の後継者育成
 - * 国登録有形文化財酒蔵を活用した茶会の実施



祭りでの獅子舞披露

② 地域づくり活動応援事業

地域団体の創意工夫による、地域特性を生かした取組に対して助成を行うことで、活動の充実強化を図り、地域の活性化につなげています。

- 実施件数：232件（平成24年度）
- 取組内容例
 - * 子どもの自然体験の場として地域の森を再生
 - * 多国籍の住民が交流できる夏祭りの開催



住民によるふるさとの映画制作

③ 県民交流広場事業

おおむね小学校単位に整備した拠点施設を活用し、住民が主体となって行う、子育て、防犯、環境・緑化、生涯学習、まちづくりなど多彩な分野の活動を支援しています。

○ 実施地区数：708 地区（平成 24 年度末累計）

○ 取組内容例

- * イベントを通じた世代間・新旧住民間の交流
- * 児童の登下校時の見守り等の防犯活動



夏祭りでのふれあい太鼓披露

④ 地域再生大作戦

過疎化、高齢化等の進展により地域の活力が失われつつある多自然地域を中心に、地域の自主的・主体的な取組による賑わい創造や活性化、農業振興、定住等を促進するため「地域再生大作戦」を展開し、地域の再生、活性化を総合的に支援しています。

○ 「むらの将来」検討支援事業採択地域数:27 地域(H23~24)

○ ふるさと自立計画推進モデル事業採択地域数:39 地域(H21~24)

○ 地域再生拠点等プロジェクト支援事業採択地域数: 8地域(H23~24)



特産品づくりの推進

(3) ふるさと・ひょうごへの想い

県内外に兵庫県の魅力を発信し、兵庫への愛着を高め、兵庫ファンをつくる取組を進めるとともに、“ふるさと”を離れた人を含む新たな人々を地域に呼び込み、兵庫を舞台に活躍してもらえるよう支援します。

① ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業

県民のふるさと意識を喚起するとともに、全国に兵庫ファンを増やし、U・J・I ターンを促進するため、地域を元気にしている身近なすごい人を紹介するネット情報誌を発行します。

○ 内 容：地域のすごい人の生き様や暮らしぶりを通して地域の魅力と県の支援施策を発信

○ 創刊日：平成 25 年 7 月 25 日



ネット情報誌「“すごいすと”」

② ふるさとカムバック農業塾推進事業

団塊の世代をはじめとする中高年の就農や帰農を支援するため、農業・農村についての知識及び技術習得等を支援する講座を開設しています。

○ 内 容：農業に関する基礎研修、現地研修、個別栽培指導

○ 対象者：就農・帰農を希望する定年退職者等



ふるさとカムバック農業塾

V 市町の取組状況

1 参画と協働に関する条例等の施行状況

県内の各市町で参画と協働に関する条例等(注1)が策定されており、最近では、「西脇市自治基本条例」(平成25年4月)、「佐用町まちづくり基本条例」(平成25年4月)があります。

【県内市町における条例等施行経過(平成25年6月時点)】

出典：兵庫県県民生活課調べ

年度	市町名	条 例	市町名	指 針 等
14	宝塚市 生野町	宝塚市まちづくり基本条例 宝塚市民参加条例 生野町まちづくり基本条例(注2)	加西市 三田市	市民参画都市宣言 三田市市民活動支援基本指針
15	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例	—	—
16	神戸市 相生市	神戸市民による地域活動の推進に関する条例 相生市市民参加条例(注3)	篠山市 西脇市	市民参画田園文化都市宣言 参画と協働のまちづくりガイドライン
17	赤穂市	赤穂市市民参加に関する条例	芦屋市 明石市 稲美町	芦屋市市民参画・協働推進の指針 協働のまちづくり提言 住民との協働による行政経営計画
18	篠山市	篠山市自治基本条例	多可町 豊岡市 神河町 姫路市 高砂市 養父市 香美町	多可町住民憲章 市民と行政の協働推進指針 神河町民憲章 姫路市市民活動・協働推進指針 高砂市における参画と協働のための取り組み指針 養父市ともに働く元気な養父づくり推進指針 香美町町民憲章
19	芦屋市	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	尼崎市 芦屋市 朝来市	協働のまちづくりの基本方向～きょうDOがドライブ～ 芦屋市市民参画協働推進計画 朝来市地域協働の指針
20	西宮市	西宮市参画と協働の推進に関する条例	三田市 朝来市 宍粟市 洲本市	三田まちづくり憲章 朝来市民憲章 宍粟市民憲章 洲本市民憲章
21	朝来市 養父市	朝来市自治基本条例 養父市まちづくり基本条例	新温泉町 養父市 南あわじ市	住民参画と協働の推進指針 養父市民憲章～やぶし愛～ 南あわじ市市民憲章
22	明石市 川西市	明石市自治基本条例 川西市参画と協働のまちづくり推進条例	加東市 姫路市 丹波市 淡路市	加東市民憲章 姫路市市民活動・協働推進事業計画 参画と協働の指針 淡路市市民憲章
23	明石市 宍粟市	明石市市民参画条例 宍粟市自治基本条例	—	—
24	丹波市 三田市 相生市	丹波市自治基本条例 三田市まちづくり基本条例 相生市自治基本条例	新温泉町 伊丹市 宝塚市	新温泉町町民憲章 伊丹市協働の指針 宝塚市協働の指針
25	西脇市 佐用町	西脇市自治基本条例 佐用町まちづくり基本条例	—	—

- (注) 1. ここでの条例等とは、住民の参画と協働の推進に関する理念や基本的な考え方等を定めた条例、指針・計画、都市宣言、市民憲章等を指す。
2. 生野町まちづくり基本条例(平成14年度施行)は、生野町が和田山町・山東町・朝来町と合併したことにより失効(平成17年4月1日)
3. 相生市市民参加条例(平成16年度施行)は、相生市自治基本条例施行により廃止(平成24年10月1日)

2 参画と協働の推進にかかる市町の意見(平成25年5月兵庫県実施市町アンケート調査)

(1) 市町が参画と協働の取組を推進するにあたっての課題

《PRと意識醸成》

- * 市民が主体的にまちづくりに参画・協働する機運の醸成
- * 住民主体の取組の重要性への理解不足から行政主導に流れがちな職員の意識転換



《人材の発掘・養成》

- * 市政に参画する市民の層拡大
- * 地域の中にいる人材の発掘
- * リーダー養成の手法確立



《多様な主体の連携》

- * 自治会、婦人会、まちづくり協議会など地域に密着した団体とNPO等の連携促進
- * 様々な団体や人材がつながるための場と機会の充実



(2) 県が行っている参画と協働の取組についての意見

《先導的事業での連携》

- * 地域再生大作戦は、地域と県・市町がともに考え行動できる取組
- * 自由度が高く、地域のやる気をバックアップする県施策が、地域づくりの推進に効果的



《地域実情に即した取組》

- * 都市と農村部の施策を大きく分けるなど、地域実情を考慮した企画立案や事業の運用を期待
- * 県職員の地域参加・実情把握が必要。住民及び市職員にとっても有益



《地域の自立促進》

- * 補助事業の終了が、地域の取組の終了にならないよう、長期的なフォローが必要
- * 地域の自立を促す方策について、さらに検討していくことが必要



(3) 市町と県が連携して参画と協働を推進するための具体的な提案や要望等

《課題の集約・提供》

- * 住民の声や、各市町の意見・課題の吸い上げと、調査・分析したうえでの市町へのフィードバックを希望



《県・市町職員の意見交換》

- * 先進事例の研究や、各市町で苦労した取組などを発表し合う場、将来ビジョンを共有できる場が必要



《広域的・専門的支援》

- * 県の役割として、職員研修、人材養成、講師紹介、人的・知的ネットワークの構築等によるバックアップを期待



Ⅵ 参画と協働の推進に向けて

暮らしの中での“ふるさと”づくり

里山や水辺空間、歴史・文化など、「地域の宝物」にあらためて光を当て、それらを活かした地域づくり活動で力を合わせるにより、あらためて、住んでいる地域が、大切な心の拠り所として再認識される事例も各所で見られます。

ふるさとを愛し、よくしたいという意識を持ち、地域の間人関係をつくりながら、一人ひとりが責任と役割を果たせる開かれたコミュニティを目指す取組がひろがっていくよう、夢と愛着がもてる“ふるさと兵庫”づくりを進めます。

ふるさとを支える人材の育成

地域のイベントに親子、あるいは三世代で参加する中で、子どもたちは地域のいろいろな人と接しながら成長していきます。また、大人も、多様な協働の中で経験を積み、また自ら学び、地域の担い手としてのネットワークが構築されていきます。

県は、学習の機会の提供、活動のきっかけづくり等を通じて、自分の生まれ故郷や現在住んでいる地域をふるさととして大切に思い、地域で活躍する人材の育成に取り組んでいきます。また、県・市町職員の参画と協働に関する一層の意識啓発を図ります。

各活動団体のネットワークづくり

同じ悩みを抱える地域同士がつながることで、課題の共有や意識の高揚につながった事例が見られました。地域団体、NPO、企業、学校、大学、行政機関等、それぞれに得意な分野があり、地域活動に必要な人材やノウハウを持っています。

地域の課題解決や魅力アップに向けて、それぞれの強みを発揮して、補い合い、相乗効果を生み、さらなる地域づくりの発展につながっていくよう、ネットワークの場と機会づくり等により支援していきます。

阪神・淡路大震災の教訓の継承

阪神・淡路大震災からの復興では、地域における住民同士の助け合いが大きな力となりました。県内には、災害発生後の助け合いや地域づくりにおける教訓として、数多く積み上げられています。

こうした経験が、地域防災組織づくり等に生かされ、東日本大震災被災地支援においても、復興まちづくりに向けた様々な地域課題の解決に県内の団体も活躍しています。このような経験をさらに継承し、地域づくりに生かしていきます。

市町との連携

県は、地域間交流やツーリズム、小規模集落支援をはじめ、様々な分野で、市町と連携しながら、取り組んでいます。市町の意見や提案等をふまえて、地域の主体性や、市町の施策を尊重しながら、広域的な自治体としての特性を生かし、市町との十分な情報共有や、意見交換を通じて、将来ビジョンの共有を図るなど、さらに緊密な連携のもと、地域づくりを支援していきます。

県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

前文	
第1章 総則（第1条～第5条）	
第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条～第7条）	
第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）	
第4章 雑則（第11条～第12条）	
附則	

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりと、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったこと、自発的かつ自発的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自発的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自発的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 1 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。
- 2 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- 3 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

（4）地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 参画と協働による県行政の推進

（県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

（1）県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

（2）県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

（3）県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。

（4）県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雑則

（年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。（補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、

平成15年4月1日から施行しています。

平成 24 年度 参画と協働関連施策の年次報告

平成 25 年 9 月

兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
電 話 : 078-362-4015
F A X : 078-362-3908
E-Mail : kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県マスコット はばタン



兵庫県
Hyogo Prefecture